

Topics | トピックス

◆ 厚生年金保険の保険給付・保険料納付の特例について法施行状況を報告

厚生労働省は平成29年7月25日、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例について、法律(平成19年法律第151号。以下、特例法)第15条に基づいて国会に報告を行った。平成20年7月以降、今回で19回目の報告となるが、平成27年4月1日～平成29年3月31日において地方年金記録訂正審議会が年金記録の訂正の答申を行った事実と、年金事務所で記録訂正が可能と判断した事案、及び平成19年6月22日～平成27年3月31日において、総務大臣から厚生労働大臣に対して年金記録の訂正のあっせんが行われた事案と年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断した事案の施行状況が対象となった。

【平成27年4月1日～平成29年3月31日において地方年金記録訂正審議会が年金記録の訂正の答申を行った事実と年金事務所で記録訂正が可能と判断した事案】

○年金記録を訂正する必要があるとみとめられた厚生年金保険関係の件数

全体的な件数は9,156件であった。うち、厚生年金保険関係の答申件数が448件、特例法第1条第1項に基づく答申件数等が1,921件、特例法第1条第2項に基づく訂正件数等が6,908件となっている。

○特例法に基づく答申等により厚生労働大臣が記録を訂正した件数
件数は8,829件であった。

○特例納付保険料の納付の状況等

特例納付保険料の総額は956,034,485円であった。件数は、年金事務所が納付を勧奨した件数が8,274件、事業主から納付の申出があった件数が7,532件、納付が行われた件数が6,861件(648,712,339円)などとなっている。

○事業主が納付に応じない場合であって、一定期間経過後に国が負担した特例納付保険料の額に相当する額の総額等
特例納付保険料相当額が国を負担した件数が61件、国が負担した特例納付保険料相当額の総額が20,643,906円となっている。

【平成19年6月22日～平成27年3月31日において総務大臣から厚生労働大臣に対して年金記録の訂正のあっせんが行われた事案と年金事務所において年金記録の訂正が可能と判断した事案】

○年金記録確認第三者委員会における調査審議結果について

厚生年金保険関係のあっせん件数は105,928件、特例法に基づくあっせん件数等(事業主が保険料納付義務を履行しなかったと認められる事案、事業主が保険料納付義務を履行したかどうか不明と認められる事案)が92,538件であった。

○特例法に基づくあっせん等により厚生労働大臣が記録を訂正した件数
件数は92,538件であった。

○特例納付保険料の納付の状況等

特例納付保険料の総額は9,692,374,274円であった。件数は、年金事務所が納付を勧奨した件数が85,241件、事業主から納付の申出があった件数が74,297件、納付が行われた件数が66,188件(6,701,580,979円)などとなっている。

○事業主が納付に応じない場合であって、一定期間経過後に国が負担した特例納付保険料の額に相当する額の総額等
特例納付保険料相当額が国を負担した件数が8,590件、国が負担した特例納付保険料相当額の総額が3,705,240,959円となっている。

国会報告の根拠について

特例法第15条では、政府はおおむね6月に1回、地方年金記録訂正審議会の調査審議の結果の概要と特例納付保険料の納付の状況等法律の施行状況を国会に報告することが求められている。

特例納付保険料とは

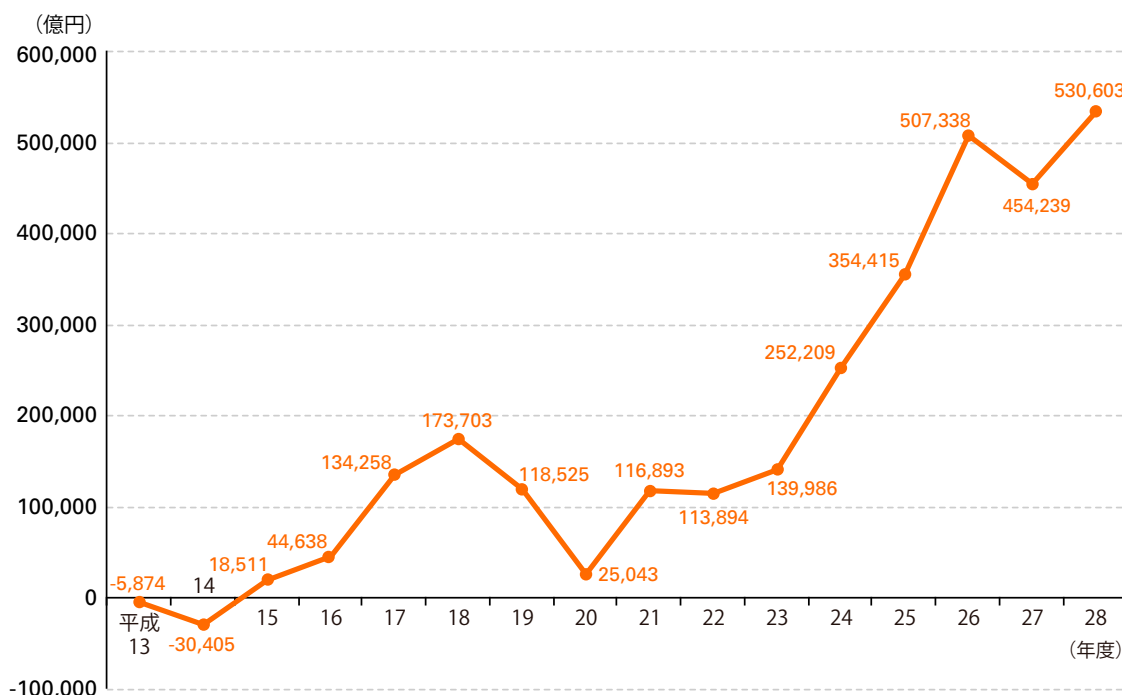
特例法により、保険料徴収の2年の消滅時効が成立した保険料分について、被保険者からの保険料天引きの事実があるにもかかわらず、事業主の保険料納付の事実が明らかでない場合、厚生労働大臣は年金記録の訂正を行い、事業主等に保険料納付の勧奨を行うことができる。

◆ 年金積立金の収益率は+5.86%～平成28年度運用状況

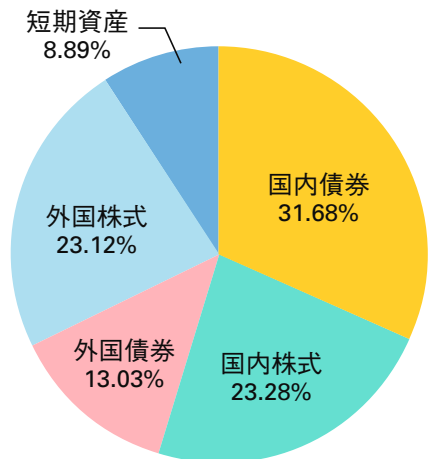
平成29年7月7日、年金積立金管理運用独立行政法人は平成28年度の運用状況を公表した。平成28年度は、イギリスのEU離脱やアメリカ大統領選挙などが世界経済に影響したものの、外国為替市場の円高の修正が進行し内外株式の株価が上昇したため、厚生年金保険事業や国民年金事業も安定した上昇推移がみられた。運用資産額は144兆9,034億円となり、期間収益額は+7兆9,363億円、累積収益額は53兆3,603億円となった(図1)。

年金積立金全体に占める運用資産別の構成割合は、国内債券が最も多く31.68%、次いで国内株式の23.28%となっている(図2)。

■ 図1 市場運用開始後の累積収益額(平成13年度～平成28年度)



■ 図2 運用資産別の構成割合(年金積立金全体)



◆ 社会保障審議会、第1回「年金財政における経済前提に関する専門委員会」を開催

厚生労働省は平成29年7月31日、社会保障審議会の年金部会において第1回「年金財政における経済前提に関する専門委員会」を開催した。議事の内容は、(1)委員長の選出及び委員会の公開について(2)平成26年財政検証における経済前提の設定等について(3)その他であった。

平成26年財政検証においては、これまで同様、合計特殊出生率や平均寿命といった人口の前提、労働力の前提、物価上昇率、実質賃金上昇率、名目賃金上昇率、実質運用利回りといった経済の前提をもとに将来の年金財政の見通しを立てる。

ただし、こうした経済前提等については、「経済前提について、直近の実勢と比べて前提が楽観的すぎるのではないか」などのさまざまな指摘が寄せられていることも事実であるが、厚生労働省は設定の考え方を説明したうえで評価を行う。

今後の予定としては、平成30年秋頃まで3回の専門委員会開催し、検討作業班を設置し、パラメータの設定などを行う。平成31年春頃にはこれまでの議論の取りまとめを行う。

◆ 8月1日から雇用保険の基本手当日額と高年齢雇用継続給付の支給限度額変更に

平成29年8月1日から雇用保険の基本手当日額が変更になった(表1)。60歳未満の人の場合、離職時の税込月収と基本手当月額は60歳未満の人の基本手当月額の目安は表2のようになる。

また、高年齢雇用継続給付についても支給限度額が変更になった。支給限度額は339,560円から357,864円に、最低限度額は1,832円から1,976円になった。60歳到達時等の賃金月額は上限額が445,800円から469,500円に、下限額が68,700円から74,100円に変更され高年齢雇用継続給付の計算が行われる。60歳以降に下がった賃金と高年齢雇用継続給付の早見表は表3のようになる。

■ 表1 年齢区分に応じた賃金月額・基本手当日額の上限額の変更

離職時の年齢	賃金月額の上限額 (円)		基本手当日額の上限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後
29歳以下	12,740	13,420	6,370	6,710
30～44歳	14,150	14,910	7,075	7,455
45～59歳	15,550	16,410	7,775	8,205
60～64歳	14,860	15,650	6,687	7,042

■表2 60歳未満の人の基本手当月額の目安

離職前6ヶ月間の税込み給与の平均
(離職時賃金月額)

30日分の基本手当

↓			↓		
離職時税込月収	基本手当月額	離職時税込月収	基本手当月額	離職時税込月収	基本手当月額
74,100	59,280	225,000	156,000	360,000	182,100
80,000	63,960	230,000	157,860	365,000	182,490
100,000	79,980	235,000	159,660	370,000	184,980
105,000	84,000	240,000	161,400	375,000	187,500
110,000	87,960	245,000	163,050	380,000	189,990
115,000	91,980	250,000	164,640	382,200	191,100
120,000	96,000	255,000	166,170	390,000	195,000
125,000	99,960	260,000	167,610	395,000	197,490
130,000	103,980	265,000	168,990	400,000	199,980
135,000	108,000	270,000	170,310	402,600	201,300
140,000	111,960	275,000	171,540	410,000	204,990
148,200	118,560	280,000	172,740	415,000	207,480
150,000	119,610	285,000	173,850	420,000	210,000
155,000	122,520	290,000	174,870	424,500	212,250
160,000	125,370	295,000	175,830	425,000	212,490
165,000	128,130	300,000	176,730	430,000	214,980
170,000	130,830	305,000	177,570	435,000	217,500
175,000	133,470	310,000	178,320	440,000	219,990
180,000	136,050	315,000	179,010	447,300	223,650
185,000	138,510	320,000	179,640	450,000	225,000
190,000	140,940	325,000	180,180	455,000	227,490
195,000	143,310	330,000	180,660	460,000	229,980
200,000	145,590	335,000	181,080	470,000	234,990
205,000	147,810	340,000	181,410	480,000	240,000
210,000	149,970	345,000	181,680	490,000	244,980
215,000	152,040	350,000	181,890	492,300	246,150
220,000	154,050	355,000	182,010		

※基本手当日額の下限額は、1,976円になります。

■表3 高齢雇用継続給付金早見表

60歳時 賃金	12万円	14万円	16万円	18万円	20万円	22万円	24万円	26万円	28万円	30万円	32万円	34万円	36万円	38万円	40万円	上 限	
	120,000	139,980	159,990	180,000	199,980	219,990	240,000	259,980	279,990	300,000	319,980	339,990	360,000	379,980	399,990	469,500	
60歳以降の下がった賃金	7万円	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	7万円
	8万円	6,536	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	8万円
	9万円	0	9,801	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	9万円
	10万円	0	3,260	13,070	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	10万円
	11万円	0	0	6,534	16,346	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500	11万円
	12万円	0	0	0	9,804	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	12万円
	13万円	0	0	0	3,276	13,052	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	13万円
	14万円	0	0	0	0	6,524	16,338	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	14万円
	15万円	0	0	0	0	0	9,810	19,605	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	15万円
	16万円	0	0	0	0	0	3,264	13,072	22,864	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	16万円
	17万円	0	0	0	0	0	0	6,545	16,337	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	17万円
	18万円	0	0	0	0	0	0	0	9,792	19,602	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	18万円
	19万円	0	0	0	0	0	0	0	3,268	13,072	22,876	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	19万円
	20万円	0	0	0	0	0	0	0	0	6,540	16,340	26,140	30,000	30,000	30,000	30,000	20万円
	21万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,807	19,593	29,400	31,500	31,500	31,500	21万円
	22万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,278	13,068	22,858	32,692	33,000	33,000	22万円
	23万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,532	16,330	26,151	34,500	34,500	23万円
	24万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,792	19,608	29,400	36,000	24万円
	25万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,275	13,075	22,875	32,675	25万円
	26万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,552	16,354	26,130	26万円
	27万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,774	19,602	40,500
	28万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,248	13,076	42,000
	29万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,525	40,600
	30万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34,050
31万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27,528	
32万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,992	
33万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,454	
34万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,922	

【参考資料出典】

【基本手当月額】および【高齢雇用継続基本給付金】の早見表(表2、表3)については、社会保険労務士の渡邊 勝美先生(神奈川県)、野口 紀子先生(千葉県)、角田 美津子先生(群馬県)からいただいたデータをもとに、編集部の責任において編集し、掲載いたしました。掲載にご了解いただきました先生方に深く感謝申し上げます。

◆ 平成29年5月末現在国民年金保険料の納付率は現年度分で53.4%

厚生労働省は平成29年7月28日、平成29年5月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【平成27年度分(過年度2年目)の納付率】

平成27年度末からプラス6.9ポイントの70.3%であった。これは平成27年4月～平成28年3月分の保険料のうち、平成29年5月末までに納付された月数の割合である。平成29年度末時点の目標は、平成27年度末からプラス7.0ポイントであったため、目標値にはわずかに達していない。

【平成28年度分(過年度1年目)の納付率】

平成28年度末からプラス0.8ポイントの65.8%であった。これは平成28年4月～平成29年3月分の保険料のうち、平成29年5月末までに納付された月数の割合である。平成29年度末時点の目標は、平成28年度末からプラス4.0ポイントであったため、目標値には達成していない。

【平成29年4月分(現年度分)の納付率】

対前年同期比プラス1.0ポイントの53.4%であった。平成29年度末時点の目標は、前年度実績からプラス1.0ポイントであった。

なお、平成29年4月～平成29年5月分の強制徴収の実施状況は、最終催告状送付が7,383件(前年同期比1,954件増)、督促状送付が1,188件(前年同期比461件減)、財産差押が1,358件(前年同期比563件減)であった。